

# まちなかウォークابلに即したにぎわいづくり業務仕様書

## 1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが相次ぎ自粛されるなど市内経済に多大な影響が及んでいる。こうした状況のなか、令和元年7月オープンした船場広場（旧小倉ホテル跡地）に、以下の目的に沿った新たなにぎわいを創造する事業を実施する。

- ポストコロナ社会の新しい生活様式に対応した、人との交流・滞在の場をつくりイベント等の一過性ではない新たなにぎわいを創造する。「密から分散へ。」
- 「ウォークابل推進都市」として、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を目指し、まちなか空間の多様な使い方を実践する。
- 官民連携をこれまで以上に強化できる新しいスキームをつくる。

## 2 実施期間

契約締結日から令和3年3月15日（月）まで

## 3 予算限度額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 業務内容

まちなかウォークابلに即したにぎわいづくりに資する企画提案・事業実施にかかる一切の業務。ただし、以下の項目は必須とする。

- (1) 船場広場（旧小倉ホテル跡地）に新たなにぎわいを生む仕掛けがあること。
- (2) 「ウォークابل推進都市」として、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を目指した仕掛けがあること。
- (3) ポストコロナ社会の新しい生活様式に対応した内容であること。

## 5 事業報告

- (1) 業務実施状況が分かる写真等を掲載し、報告書を作成すること。
- (2) 報告書は書面で2部作成し、そのデータを収録したCD-R（1枚）を納品すること。
- (3) 納品期限は令和3年3月15日（月）とする。

## 6 著作権等

- (1) 本業務に関する著作権等は、北九州市に帰属するものとする。
- (2) 第三者の著作物を使用する場合は、受注者の負担で著作権処理を行うこととする。
- (3) 使用する写真・文章等は受注者が手配すること。

## 7 その他

- (1) 選定された事業者の企画提案については、協議のうえで一部変更する場合がある。
- (2) その他、この仕様書に定めのない事項については、両市と受注者が協議して決定するものとする。